各都道府県担当部長 殿

農林水産省大臣官房国際部国際協力課長農林水産省大臣官房国際部参事官(貿易関税チーム)

スイス及びリヒテンシュタイン向けに輸出される食品等に関する輸入規制について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震以後、福島原子力発電所の事故を受けて、欧州連合(以下「EU」という。)は、3 月 28 日より日本から EU へ輸出される食品及び飼料について、Commission Implementing Regulation(EU) No 297/2011 に従い、輸出国の管轄当局が発行する証明書等を求めることになったところです。

このことを受けて、「海外向けに輸出される農林水産物及び食品等に関する証明書の発行について」 (平成23年3月27日付け、23国際第1144号農林水産省大臣官房総括審議官(国際)通知)により、 既に証明書発行の協力をお願いしたところです。

このような中で、欧州委員会は、7月11日より新たに静岡県を制限地域に加え、山形県、新潟県を解除する旨の規則改正を行っておりますが、今般、EFTA加盟国のうち、スイス及びリヒテンシュタインについても、EUと同じ改正規則が適用されましたので、EU加盟国と同様の対応をお願いします。なお、スイス及びリヒテンシュタインにおいては、EUと異なり、タバコ及び播種用の種が規制の対象となりますので、ご注意願います。